佐賀県中小企業生産性向上支援補助金　最大200万円　補助率最大 2/3

持続可能設備支援枠 NEW

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します！

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取　組　例
既存の建物付帯設備、機械のオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	空調設備・電気設備・給油設備・機械設備　等

対象事業のイメージ

空調設備清掃による省エネ化

オーバーホール・メンテナンスによる機能向上、長寿命化

賃金UP支援枠か、持続可能設備支援枠の、どちらか一方を選んで申請してください。

公募期間

１次募集：令和８年３月24日（火）～４月24日（金）

※２次募集：令和８年６月中旬予定

※１次募集で予算の上限に達した場合は、２次募集を行いません。

※申請状況については、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でご確認ください。

事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和８年11月15日までです。
補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。
※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、11月30日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

◆（問い合わせ）佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局
〒849-0932　佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
☎0952-37-1688（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）

佐賀型賃金UP支援チーム事務局　補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談ください！　☎0952-97-8135　（平日９時～17時）　相談無料

佐賀県　事業実施者：佐賀県産業イノベーションセンター　R8.3.9現在

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

補助制度の概要

対象者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。
①農林漁業者※
②医療福祉業者※
③常時使用する職員がいないCSO
※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）

対象事業

耐用年数を超えたもの、または購入後１０年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組。

従業員

常時使用する従業員が１名以上いる。

要件

（詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください）

以下を満たす事業者。
①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を**10%**以上引き上げること。
※1※2
②実績報告日または令和８年11月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。
③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。

※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を10%以上引き上げること。
※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から10%以上引き上げること。
ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を10%以上上回っている場合には、この限りではない。

補助率

3分の2以内

補助金の下限額

①小規模事業者（個人）
１事業場に付き15万円～
②小規模事業者（法人）
１事業場に付き30万円～
③中小企業
１事業場に付き50万円～

補助金の上限額

200万円

補助対象経費（税別）× 補助率
（千円未満切り捨て）

※詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。